

全日本大学開放推進機構 研究員制度 内規

第1条 全日本大学開放推進機構（以下、本機構と略す。）に研究員制度を設ける。

第2条 研究員になる資格のある者は、大学開放及び高等成人教育に関する研究をすでに行っている人から、理事長の設ける人事委員会で研究計画を審査し選抜する。

第3条 研究員は、本機構の研究員と職名を、社会的に公表することができる、

第4条 研究員は、個人の設定した研究を行うとともに、本機構の常任理事会の策定する事業活動に関する調査研究、また本機構の受託研究等の一部を担当する。

第5条 理事長は、本機構から依頼する調査研究事項について、必要経費と謝金を支払うものとする。

備考 本内規は、平成26年7月1日から施行する。

平成27年7月1日改正